



技能実習適正化支援センターの渡邊です。

技能実習生に対する法的保護講習の実施には、コツがあります。まず、技能実習生が場合によって法律うんぬんかんぬんと話してみたところで、その重要性や話を理解できない場合があることに配慮する必要があります。技能実習生は、選抜を通った選ばれし人たちですので、基本的には理解が早く、頭の良さに驚かされることの方が多いです。他方、自分が技能実習生と同じ年齢の頃にどうだったかを考えてみると、教え方には工夫が必要です。

ややこしいことをいかに分かりやすく、そして楽しく学んでもらうかが重要です。それを可能にするのが我々専門家であり、我々の役目でもあります。TITSC では、法的保護講習で学ぶ内容はとても大切なので、しっかりと聞くように注意を促します。法的保護講習で聞く内容は、技能実習生の日々の活動に必要な情報です。技能実習生に本当の意味で内容を理解してもらい、役に立てもらわなければ、実施の意味は半減します。そのためには、法律を羅列して伝えるのではなく、具体例から話し、留意すべきことを伝えます。つまり、技能実習生は、法律名を後から知る流れにしています。また、ワークショップの時間を設け、実習生一人ひとりが課題に取り組み、理解を深めます。法的保護講習は、8時間以上と一日がかりですが、TITSC の法的保護講習を受けた実習生は、あっという間に時間が過ぎると感じます。そして、講習後には、必要な知識が知らない間に頭に入っています。このようにして覚えた内容は忘れにくく、実習生に役立つものとなります。

下記に、技能実習生が実習実施者と締結した「雇用契約書及び雇用条件書」の内容について、講師として留意している点をご紹介します。法的保護講習のご依頼は、TITSC へ！

1. 留意点：雇用条件書の内容

■ 雇用契約期間

技能実習生は「有期雇用労働者」であり、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）が適用されます。原則として、1年間の雇用契約を更新し、最長5年間、日本に滞在します。

技能実習生は、日本人労働者と同様に関係労働法令が適用され、その保護を受けます。したがって、雇用契約期間中は、安心して技術・技能及び知識の習得に専念することができます。

■ 労働時間、休憩、休日

労働基準法における労働時間、休憩、休日に関する規定は、農業・畜産・水産業に適用されません。しかし、技能実習に関する基本方針において、技能実習生については、労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令に準拠することが求められています。

雇用条件書には、所定時間外労働の有無についての記載しかありませんが、法定労働時間を超えて時間外労働や休日労働を行わせる場合は、労使協定を締結して、所定の様式により所轄労働基準監督署長に届けなければなりません。時間外労働は、原則として、月45時間、年360時間の法律上の上限が定められています。また、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満かつ複数月平均80時間以内との上限規制が適用されます。

年次有給休暇については、6か月継続勤務した場合、10日が付与されます。年次有給休暇は、農業・畜産・水

産業についても適用除外の対象から外れており、全ての技能実習生に年次有給休暇が付与されます。

■ 賃金

技能実習生に対しても最低賃金法が適用されます。労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めてあっても無効となり、無効となった部分は最低賃金と同様の定めをしたものとみなされます。月給制の場合は、月給を1か月の平均所定労働時間で除した額が、最低賃金額（時間額）以上でなければなりません。

技能実習生に対する報酬の額は日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることと規定されています。また、「パートタイム・有期雇用労働法」が技能実習生にも適用されることから、基本給だけでなく、諸手当・賞与・退職金などのその他の待遇についても、正規従業員との不合理な待遇差は禁止されています。

■ 時間外、休日及び深夜の割増賃金

割増賃金率について、労働基準法の改正により、2023.4.1からは中小企業についても法定超月60時間超の割増賃金率が50%以上と規定されています。

2. 技能実習生の妊娠・出産に関する制度の更なる周知と不適正な取扱いの確認について

2022.12.23 に入管庁・厚労省・機構の連名で注意喚起文書が発出されています。次回監査時に、各技能実習生に対し、妊娠・出産に係る各種制度の説明を行った上で、さらにその際の本人との対話の中で送出機関との間に妊娠・出産に係る不適正な内容を含む契約の締結があるなど不適正な事案を把握した場合は、その内容を監査報告書に記載し、報告する必要があります。

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/10_00033.html

~~~~~  
弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 特定技能への移行・新規申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、日本語教育支援など）

~~~~~  
技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>